

## 第12回 (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会 会議録

日 時：平成24年11月12日(月) 14:00～16:00

場 所：明石市保健センター5階会議室

出席委員：田端会長、弘本副会長、武久委員、池内委員、桑原委員、山本委員、中谷委員、西野委員、松村委員、森川委員、海士委員、岩濱委員

### 1. 会議開始のあいさつ

(事務局)：

定刻となりましたので、ただ今から、第12回(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会を開催させていただきます。よろしくお願いたします。

本日の委員の出欠状況でございますが、全員の出席となっております。

#### ●事務局による議題の説明

### 2. 検討委員会での主な意見(第11回まで)について

(会長)：

お集まりいただきましてありがとうございます。いつもご多忙な時間にお集まりいただきありがとうございます。早速ですが第12回の検討委員会を始めさせていただきます。

今回はまとめの委員会になると思っています。皆さまのお手元には事前に、特に大事な「中間まとめ(案)」をお送りさせていただきました。前回、細かい点も含めてご意見をいただいた部分を私と事務局で確認・修正しました。これをしっかりとご確認頂きたいと思ひます。

これからこの中間まとめの内容に基づいて協働のパイロット的な事業が始まることとなりますので、そのあたりを確認するためにも、中間まとめはしっかりしたものにならないといけないと思ひます。今後各地域の団体がこの中間まとめを見ながら事業を進めることになるだろうと思ひますので、そうした地域に参考になるように、忌憚のないご意見をいただければと思ひます。

そうしましたら、事務局より説明をお願いします。まず、議題1の「検討委員会での主な意見について」から入って頂きますので、その説明資料をご覧ください。申し訳ないのですが、時間も限られていますので、今回の資料は最初に全てまとめてご説明いただきたいのですが、よろしいでしょうか。議論頂いたことは中間まとめに反映させていただきますので、資料を全てまとめて説明頂き、議論の時間を長くとりたくと思ひます。議題は3つあります。議題の1～3をまとめて説明していただこうと思ひます。特に大事なのは議題の3となりますので、そのあたりの話が中心になると思ひます。よろしくお願

いします。

(事務局) :

資料 1 により「検討委員会での主な意見」について説明

(会長) :

引き続き「条例項目(案)別の検討状況」について手短にご説明をお願いします。

### 3. 条例項目(案)別の検討状況について

(事務局) :

資料 2 により「条例項目(案)別の検討状況」について説明

(会長) :

最初、続けて説明して貰おうと思っていましたが、一旦ここでご質問、ご意見をいただきたいと思います。何かありますでしょうか。

(委員) :

人材育成の部分について意見します。これまでの意見の中で 65 歳くらいまでの人に地域活動に参加して貰うためにどうするのか、というものがありませんでした。先日、長期総合計画の会議に出席しましたが、この計画は 10 年後を見据えたものです。10 年後ということだと、高校生は 25 歳から 27 歳に、大学生は 28 歳から 32 歳になります。これらの方が地域のこれからを担う人になります。

条例の項目には相応しくないかも知れませんが、地域で協働のまちづくり推進組織の組織づくりを検討する際に、そのような視点も必要であると思います。

(会長) :

条例で年齢条項を作るのは多分難しいと思います。例えば後継者の育成や継続性を持たせるという表現をすれば、おっしゃったように次の世代に移行することが必要になるという考えになると思います。例えば協働のまちづくり推進計画の中に後継者育成といった内容を反映するなどが出来るのではないかと思います。そういった事も少し検討できればと思います。

他にご質問やご意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは資料 3、資料 4 を使って「中間まとめ(案)」についてご説明をお願いします。

#### 4. 中間まとめ(案)について

(事務局) :

資料 3、4 により「中間まとめ (案)」について説明

(会長) :

資料 1 の内容が資料 2 や資料 3 に反映されているということをご理解いただけたかと思えます。

新たにいただくご意見は中間まとめ資料に反映していこうと思っています。またここからは質疑応答の時間を少し長めにとりたいと思っています。どうぞご意見なりご質問を頂きたいと思えます。可能であればページ番号も含めて修正箇所について教えていただければと思えます。

どなたからでも結構です。如何でしょうか

(委員) :

27 ページについて意見します。この条例は手続き条例ではなく、市民自治の充実であったり、協働のまちづくりが円滑に進むような定めが必要であると思えます。そういう意味でやはり市の役割は非常に大きいはずなのですが、市の役割に関する記述がこのページにはありません。自治基本条例の第 4 条には市民と市の協働も定められています。私は、市の役割を文章として書いた方が良くと思えます。

同じページの中で「地域課題に対する市民の一步進んだより積極的なかかわりや活動が、協働によるまちづくりの出発点であり」とあります。その次に「協働のまちづくりを推し進めることが」と続きますが、何か論旨が繋がらないように感じます。協働のまちづくりの出発点が一步進んだより積極的な活動であるということがあり、協働のまちづくりを進めることが、と続きます。出発点という言葉があるために論旨が伝わりにくくなっているように感じます。「地域課題に対する市民の一步進んだ積極的なかかわりや発想によって、協働のまちづくりを進めることが」としたほうがスムーズになるのではないかとと思えます。

あと 38 ページの一番下の段落に「市では地域の特性に応じた小学校区単位のまちづくりを一層推進」とありますが、一層とは更にという意味で使われるものであり、小学校区単位のまちづくりが進められていない現状においてはこの内容はおかしいように感じます。このようなことから、一層という文言を削除したほうが良くと思えます。

次に 26 ページですが、「市民と市、市民同士の」という表現があります。普通、同格の言葉の並列の場合は「市民と市・市民同士の」とするのが一般的だと思います。「、」ではなく「・」にするほうが良いのではないかとと思えます。

非常に細かい話で恐縮ですが、気づきました点について述べました。また発言します。

(会長)：

またお願いします。

市の役割を書き込むのかどうかというご指摘ですが、協働のまちづくり推進条例ということで市民の目線からということを中心に書いており、市の役割を書いていないのは確かです。このあたりについては皆さんのご意見をお伺いし、必要であるということなら書き込んでいく、当たり前であるという事であれば書き込まない、という判断になると思います。

市の役割がどのようなものか、というのは恐らくいろいろな捉え方があると思います。地域ごとに自治を行うということになれば、市の役割は、分権化を進める、その枠組みを決める、チェックを行う、といった事が考えられます。ただチェックに関しては地域の組織ですので細かい部分までは難しいと思います。そこで中間支援組織がチェックするなど、いろいろな役割分担があろうかと思えます。

そのような様々な想定は出来るのですが、文章に短く落とし込むことは難しい。このような事も含めて少し皆さんのご意見をお聞かせいただけますでしょうか。

(委員)：

市はあまり地域に関与すべきではないと思っています。いま会長がおっしゃったようにチェックするという役割は必要で文章に反映することが必要かも知れませんが、市の役割を書くと市が地域に口を挟む格好になることを懸念します。

(委員)：

将来的な方向も含めて、自立と自律ということを目指して地域は進むべきだと思っています。文章の中に市の役割を入れる必要はないと思います。地域の自立と自律を考えればこのままの文章で良いと思います。

(会長)：

私が少しミスリードしたかも知れませんが、すみません。委員の方がおっしゃったのは、協働を進めるにあたっての市の役割ということだったと思いますが、そのあたりはどのようなのでしょうか。

(委員)：

先ほども申し上げましたが、自治基本条例第4条に、市と市民の協働という事が規定されています。協働のまちづくりを進めるにあたって、市民だけあるいは地域団体だけでは進めにくいところがあって、当然市のいろいろな支援が必要になってくると思います。そのあたりの事について27ページには記載がありません。そのような意味で何らか市としての支援のあり方について少しでも触れるべきではないかと言いました。

(会長)：

市の役割として支援のあり方ということで明確にしてしまった方が良いということでしょうか。このようなご意見ですが如何でしょうか。

(委員)：

43 ページには「等しくまちづくりに取り組むための地域間のネットワークづくり」と記載されています。市は全ての地域が等しく協働のまちづくりの推進に取り組めるように、地域間のネットワークづくりに努めるという事で、市の仕事としてこれを認めています。委員の方がおっしゃるように 27 ページに基本姿勢として一言書いても良いと思います。

(会長)：

そうしますと、協働のまちづくりを進めるのは市民自らであり、市の役割は支援であるという事を書く。あくまでも市民が中心であり、それをどのようにサポートしていくのかという事を書いてはどうかという事なのだと思います。

そういった内容の文章を反映するのに、どの部分にどのような形で反映したら良いとお考えでしょうか。

(委員)：

「市民自治を充実させていくことにつながると考えます」という文章の後ろに入れれば良いのではないのでしょうか。

(会長)：

その部分に「また、市はこれを積極的に推進するよう、市はこれを支援し、協働のまちづくり推進に努めることが望まれます」といった感じで反映することで良いでしょうか。

(委員)：

そうですね。その程度で良いと思います。

(会長)：

支援という言葉を入れて、市の役割は支援という事を強調するようになりたいと思います。

もう一点おっしゃっていたのが、「協働によるまちづくりの出発点であり、協働のまちづくりを進めることが」というところですが、趣旨の問題もあるので、事務局から趣

旨について説明頂きたいと思います。地域課題に対する市民の一步進んだ、より積極的ななかかわりあい、活動が協働によるまちづくりの出発点であり、その出発点から協働のまちづくりを進めていくというのが論旨の流れとなっています。この趣旨を説明いただけないでしょうか。

私から言わせて頂きますが、多分、協働のまちづくりはまだ途についていない、というのが前提だと思います。まだこれからだろうという事です。自治基本条例があるので、目標はある程度はっきりとしているが、まだスタートしていない。

そこで考え方としては、まず一步は何なのか。一步を踏み出すためにはまず積極的な係わりや活動から始まらなければならない。もちろん既にできている地域もありますが、まず一步をそこから始めなければならない。その核ができて、その核が協働のまちづくりという形になるわけですね。そうするとそれをどんどん転がしていきながら進めていくことで、市民自治を充実していく事になるのではないかと、という意味だと思います。

この文章は二段階に分かれているように思います。まず、協働のまちづくりについて説明して、それを進めることが大事ですよ、という形ではなく、一旦協働のまちづくりに取り組みましょうと言うのが第一歩で、それを転がしていきましょう、という二段階のイメージになっています。委員が考えておられる前段階が協働のまちづくりの説明であって、これを進めることが大事ですという繋がりとは少し違うのではないかと思います。

(委員) :

おっしゃるとおりです。前段の文章と後段の文章にはちょっと違和感があります。「協働のまちづくりの出発点であり」の出発点という言葉が入っているために論旨が途切れるように思います。先ほどもお話ししましたが、「地域課題に対する市民の一步進んだより積極的ななかかわりや活動によって、協働のまちづくりを推し進めることが」としたほうが、一般的に読むほうもわかりやすいのではないかと思います。皆様のご意見はいかがでしょうか。

(会長) :

そういう言葉を少し補うことでもっと明確になるのではなかということですが、皆様はいかがでしょうか。

(委員) :

私は原文にあまり違和感がありませんでした。それよりも、まだこれから精査することになるのですが、言葉の重なりが気になりました。ご指摘の文章についても言葉が重なっているので、もう少し整理してスムーズにする方が良いと思いました。意味的にはこれで良いと思いました。

もう一点、先ほど委員のかたもおっしゃっていましたが、26 ページの「市民と市」の部分について、「市民と市、市民と市民」にしたいと私は思いました。「市民同士」という事になると何かぼやけてしまうような感じがします。ただ、この部分は自治基本条例でも同様の表現ですので、少し変更は難しいのかなと思いました。

(会長) :

もう一度具体的な修正案をお話いただけますか。

(委員) :

「地域課題に対する市民の一步進んだより積極的なかかわりや活動によって協働のまちづくりを進めることが」というふうにすればいかがでしょうか。

(会長) :

「協働のまちづくりを進めることが」という文章のあとはどのようになるのでしょうか。

(委員) :

あとは原文と同じです。「地域課題に対する市民の一步進んだより積極的なかかわりや活動によって協働のまちづくりを進めることが、市民が自治の主体になるという市民自治を充実させていくことにつながると考えます」という事ですが、おかしいでしょうか。

(副会長) :

多分文章としてはおかしくないと思います。ただ、事務局の考えをくみ取ると、まずは協働のまちづくり云々という前に活発な活動というか、主体的な活動の芽生えのようなものがあって、そういうものを核にしながら協働のまちづくり推進組織を構成し、それを発展させ、協働のまちづくりを更に意義あるものに育てていく。最初は活動の芽のようなものがあり、次に協働の組織が構成され、協働のまちづくりが推し進められていくという三段階くらいでイメージされているのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

(会長) :

委員からご指摘がありましたように、少し重なる言葉もありますから、そこは整理する形が良いと思います。「一步進んだより積極的なかかわりや活動によって協働のまちづくりが始まり、それをより進めることによって」といった形で重なりをなくすような形で文章にさせていただきます。

あと、26 ページの「、」「・」についてのご意見について、特別な意味があるのかについて事務局よりご説明をお願いします。

(事務局) :

自治基本条例では「市民と市、市民同士」という表現をしています。ひとくくりの言葉ではなく、市民と市があって、また市民同士という別のものがあるので「・」で区切る形にはしていません。一つのかたまりの言葉ではないという見方をしています。

それと市民同士を市民と市民という言い方にした方がわかりやすいとは思いますが、最終的に自治基本条例で条文にする際に、市民同士という形で文言を整理したという記憶があります。

(会長) :

そういう事ですので、ここについては、自治基本条例に書かれている内容であるという事と、「、」と「・」のどちらが並列的に見えるのかというのは人の感じ方によっても違うので、ここは自治基本条例の文章にある程度あわせていくという事にさせていただきたいと思います。意味合いとしては委員がおっしゃったとおりなのですが、そこはご理解頂きたいと思います。

ほかにご意見、ご質問をお願いします。

(委員) :

38 ページの最後の文に「社会的な課題についても計画に書いて欲しいということが協働のまちづくり推進組織に対して言えるようになる」というところが、口語調になっていてまとめの文章としては少し碎けすぎているように感じます。例えば、「組織に対して対等に意見交換ができる」というような感じの表現のほうが良いように感じます。

(会長) :

「書いて欲しい」という表現は確かに口語調ですので、「課題についての検討」など、報告書らしく書き換えていただくことでお願いします。

他に何かありますか。

(委員) :

同じく 38 ページの部分について意見します。冒頭のほうで委員の方が、小学校区単位のまちづくりは行われていないから、一層推進していくという表現はおかしいのではないかとおっしゃっていました。しかしながら、私たちは既に小学校区単位でまちづくりに取り組んでいるつもりでいます。自治基本条例で小学校区単位でまちづくりを進める、と決まる前から小学校区単位で地域活動を行っているので、そのご指摘が引っか



かりました。

(委員) :

失礼しました。申し訳ございませんでした。

(会長) :

地域もコミュニティを小学校区と位置付けているところは以前からあったと思いますので、「一層推進する」という表現でも特に大きな影響はないと思います。これもニュアンスの感じ方の問題だと思います。もっと積極的にというイメージにも捉えられますが、この文章についてはこのままでお願いします。

他にいかがでしょうか。

(委員) :

29 ページの下から 6 行目について、「障がい者の方々の社会就業支援や」となっていますが、「子育てや児童虐待、セルフネグレクト」については地域で取り組める課題だと思います。しかし、「障がい者の方々の社会就業支援」はどのような事を指すのでしょうか。仕事を探すことでしょうか。

(会長) :

この表現については申し訳ございません。これについては後で「社会参加」という表現のほうがよかったかなと思いました。「社会」とつけた意味は、例えば障がい者の方々に地域でボランティアなどに参加していただくといった意味でした。ただ、「就業支援」というと意味が伝わりにくいので、「社会参加」にした方がよいのかなと後で思いました。「社会参加」であれば恐らく地域でもいろいろやっつけらると思うので、そちらでお願いします。

前回、副会長から検討スケジュールの部分についてご指摘をいただきまして手直ししました。前回の文章であると少し内容が薄かったということで、追記しましたがここについて何かありますか。

(委員) :

35 ページの個別意見の部分では、協働のまちづくり推進組織への個人参加について触れています。39 ページの個別意見では個人の意見を通すにあたって、グループを作ったという意見が挙げられていますが、この個人というニュアンスが少しわからない。

(会長) :

少し統一されていないのではないかという意味合いでしょうか。

協働のまちづくり推進組織には個々の人たちも参加できるのですが、具体的に考えると、どのような形で参加するのか。意思決定の部分にまで参加するのであれば、何らかの組織に所属する必要があると思います。そうではなくて意見を述べたいというときに、個人個人がそれぞれ意見を言っていく形になるのか、それともある程度まとまって述べるのか、といったところが元々の問題提起であったと思います。確かに少しわかりにくいかも知れません。

(委員) :

35 ページには「自治会などの組織に」という表現になっていますが、39 ページでは「グループ」となっています。この「グループ」という表現で良いのでしょうか。「自治会など」という形に統一した方が良いのではないのでしょうか。

(会長) :

先ほどお話ししましたが、協働のまちづくり推進組織の決定や執行の部分には、恐らく既存の自治会などの組織に加入し、そこから参画していかないと難しいかな、と思います。

協働のまちづくり推進組織のメンバーになる方法として自治会などのメンバーになるという方法の一つはあります。メンバーにはなりたくないがどうしても問題を知ってほしいという人が参加する時は一人一人が意見を出すことは実際に難しいと思います。その時に、意見を持っている個人参加の人に意見グループを作って意見を述べていくことも出来ると思います。自治会に入って、組織を変えていくという方法もありますが、それ以外の方法もあるだろう、という事です。

個人で参加した人の一人一人の意見をそれぞれ把握し、反映するのか、みんなバラバラの事を言ってきたらどうするのか、といった時に、このような方法があります、という事が意見として出たのではないかと思います。そのような意味合いのものなのですが、確かに書き方としてわかりにくいと思います。これは少し書きかえるということによりよいのでしょうか。

(委員) :

理解はできます。個人個人が一人一人意見を言い出すとまとめられなくなると思いますし、団体の代表が集まって進める方が意見統一しやすいと思います。

(会長) :

ご指摘の部分については、もう少し説明を詳しく書くように何か工夫したいと思います。

これまで 11 回にわたる議論をまとめてあり、大きく皆さんの意見と違うところはな

と思います。先ほどから細かい話で、という遠慮をされていますが、気にされなくて結構ですので、文章の繋がりや、わからない言葉を変えて欲しいといった内容でも結構ですので、ご意見をお願いします。

(委員) :

もう一度確認したいのが 34 ページの協働のまちづくり推進組織の構成員のところです。②にいろいろ具体的な構成員となりうる団体等の名称が記載されていますが、企業や商店はどのような扱いにするのでしょうか。議論がありましたが、結論が飛んでしまっていたように思います。

地域にある小さな商店であれば、やはり地域に還元するような商売をしていると思います。自店の利益というよりは社会貢献に近い部分もあると思います。このあたりの議論がどうなっていたのかなと思い確認しました。

(会長) :

地域活動という面で商店街は親和性が高いと思いますが、例えば大きな店舗であったり、フランチャイズ店であったりをどのようにするのかというのは課題であると思います。フランチャイズ店でも地域貢献と謳っていますが、その単位は必ずしも小学校区単位ではないわけです。また、それぞれのフランチャイズ店の方針もあります。この点についてどのようにしていくのか、ご経験の中で何か良い方法があればご意見をお願いします。

(委員) :

我々の小学校区には商店、フランチャイズ店、大規模小売業など様々な小売業があります。このような方々に地域の会議に参加して貰うのは、なかなか難しい面もあります。このような事から、地域の事業に品物を提供して貰ったり、活動費を毎年支援して貰っています。自らの宣伝用という事もありますが、著名な企業にはいろいろとこのような形で協力頂いています。

(会長) :

これまでに企業を地域活動に巻き込まれてこられたわけですね。具体的にはどのような巻き込み方をされてきたのでしょうか。

(委員) :

巻き込むと言えるのかどうかはわかりませんが、最近であると西明石まつりがありましたが、そのような企業からビールを 10 ダース頂きました。単位の自治会にも年間 72,000 円の自治会費をいただいているところもあります。単位自治会では、商店や医

者の方で我々の地域に住んでいらっしやらないところが 37 社ありますが、1 社あたり 3 万 6 千円から 7 万 2 千円の自治会費を頂いています。このようにお金の面で大変貢献頂いています。

(会長) :

地元の組織にまずは入って頂くのが一つの方法ではないかという事ですね。

(委員) :

総会資料にも名前を書いています。

(委員) :

私の経験では郵便局を巻き込むというのが役に立ちました。郵便局にはいろいろな人が集まってくるので、チラシとかポスターを貼らせて頂きました。局長の考えもありますが、最近では地域に根差した郵便局ということで、好意的に参加頂きました。

(委員) :

いろいろなご意見をお伺いしていて、協働のまちづくり推進組織の参加方法として、正会員とオブザーバー参加というものがあるのかなと思いました。この方々は本当の推進メンバー、企業や商店はそれを支援するオブザーバーといった考え方もでき、例えば決裁権を持つ、持たないなど構成員の権限を少し変えるような工夫が出来るかも知れません。

地域差もありますので、どこの組織にも属していないけど、協働のまちづくり推進組織にリーダーとして属しましょうという人も出てくるかと思えます。地域によって構成員の関わる形が多様になるのかなと思えます。このあたりは中間支援組織が多分支援されるのではないかと思います。

(会長) :

大企業には地元の自治会に加入してもらおうのも一つの方法だと思いますし、例えば労働組合などは自治会には加入出来ないかも知れませんが、マンパワーがあつていざというときには頼りになります。そのようなところをどのように巻き込んでいくのかというのは、多分いろいろな方法があると思います。

先ほど委員の方々がおっしゃるように、一つの方法として企業が地縁型組織に加入する、またオブザーバーみたいな形でまず入ってもらい、かかわりを持ってもらうなど、いろいろなパターンがあるかと思えます。このようないろいろなパターンを条例ではなく、先ほどお話しましたような協働のマニュアルのようなものを作成していく過程で考えていけば良いのではないかと思います。

(委員) :

校区まちづくり組織の上層部には関係していませんので詳しい話はわかりませんが、二見でも校区全体の事業や行事の際には、人工島もありますし、大企業にオブザーバー的な参加という形で支援して貰っているという話を聞いています。

(委員) :

事業者の参画という事については以前にもお話しましたが、「明石市商業振興による地域活性化に関する条例」というものがあります。この条例の中で、商店街や大型店舗などは地域貢献をしてくださいよ、ということが謳われています。この条例の要領などの中には、地域貢献の内容として、にぎわいづくり、人的交流の促進、文化振興、観光振興、防災・防犯、青少年の健全育成、環境への配慮、景観への配慮、介護難民の発生防止、ユニバーサルデザインなどが記載されています。どこまでこの内容を理解して貰えるのかという問題はありますが、既に各地域でも取り組まれているところもあると思います。

(会長) :

店舗や事業者は資本主義社会の中で利益を最優先するときに果たして社会貢献ということをごどこまで理解いただけるのか。一方、そのような事は条例でこれから取り組みましようとなっているので大丈夫だろう、という見方があると思います。

このようなところも踏まえて、特に制限せず、いろいろなパターンで参加できるようにしていく事が大事だと思います。企業も小学校区で儲けようとはなかなか考えられないでしょうし、小さい個店は地域貢献について心配することはないと思います。

景観の問題や環境の問題、防災などでは大企業は大きなパワーを持っています。ただ、大企業は小学校区だけでなく明石全体を考えることになりますので、どのように関わってもらえるのか。恐らくテーマによって変わってくるのではないのかなと思います。例えば防災であれば小学校区単位ではなくもう少し大きな範囲になってきますし、景観であればもう少し小さな範囲になってくると思います。そのような話なので特に制限することはないと思います。

(委員) :

協働のまちづくり推進組織の構成員のところ、いろいろな団体が例示されています。「など」という言葉があるので多くの団体が含まれることはわかりますが、民生児童委員以外に主任児童委員という方もいらっしゃいますし、我々の地域では防犯協会とか保険衛生推進協議会とかスクールガードの方も校区まちづくり組織に参加いただいています。そのような団体を条文に網羅したら全部は入りきりませんし、どういった範疇で

おさめるのが難しいところだと思います。

民生児童委員ですが、我々の校区では校区まちづくり組織に入っていない。個人的には入っておられますが、組織としては加入していないので、今後どのようにするのが課題だと思っています。

協働のまちづくり推進組織の構成員にどこまでを含むのか、そのあたりを整理する必要があります。

あと、モデル事業とこの条例検討委員会とのかかわり方についてももう少し理解したいと思っていますので、ご説明をお願いしたいと思っています。

(会長) :

条文案に様々な団体を書いています。これは一つの事例ということで示しています。ここに書かれている団体が全て加入していないといけないとか、ここに記載されているもの以外は加入できないという事ではありません。

先ほどのお話で少し気になったのは、民生児童委員のところ。民生児童委員は厚生労働大臣の委嘱、県知事の推薦による委嘱ですので、そういった意味では確かに地域とは離れた位置づけにあるかも知れません。ただ、もともとは地域の相談役ということですので、地域にかかわって頂くべきだと思います。民生児童委員の方も地域のどこに課題があるのかを把握されていると思うので、このあたりのお話が気になりました。

(委員) :

私は民生児童委員です。この条例検討委員会の委員の中にも民生児童委員がいらっしゃると思います。民生児童委員は主任児童委員と常に同じように行動しています。我々の地域では、地区社会福祉協議会に民生児童委員の方は全て参加して貰っています。地域の社会福祉協議会には民生児童委員とかボランティアは欠かせないので、必然的に皆さん参加するようになっていると思います。民生児童委員も地域とかかわっていかないと自分の役割を本当に果たすことが出来ないと思います。

中には市から委嘱されていない、という考えの方もいらっしゃいますが、最近若い方も民生児童委員になられていますので、そのような考えの方のほうが少ないと思います。本当に民生児童委員の仕事を進めるなら地域とかかわっていくことが必要だと思います。

(委員) :

民生児童委員の方が校区まちづくり組織に加入していないのが不思議です。我々の校区では民生児童委員も主任児童委員も校区まちづくり組織に加入してもらっています。加入していなかったら民生児童委員自体の仕事が出来ないと思うのですが。

(会長) :

地域の課題は多様化しています。特に高齢者の方の問題がどんどん増えている中で、民生児童委員の役割は重くなっていると感じています。

尼崎市であるような事件がありましたが、民生委員は何をしていたのか、という話がでてきていて、少しつらい立場に置かれているという話を聞きました。もちろん把握できないことも多くあるでしょうし、その地域の民生委員が悪い訳ではないと思います。いずれにしても地域のこのような様々な課題をキャッチして他の組織に繋げていく役割を民生児童委員は担っているのです、協働のまちづくり推進組織に欠かせないと思います。

中間支援組織が民生児童委員にどう関わっていくのかについてはこれから考えれば良いと思います。先進的な地域は良い事例として中間支援組織に伝えていただき、その他の地域に、このように進めたら上手くいきますよ、という事例になっていただけたらと思います。

あと、ご質問にあった、モデル事業とこの条例検討委員会とのかかわり方について事務局より説明をお願いします。

(事務局) :

50 ページの下の図、今後の検討プロセスというところをご覧ください。

条例検討委員会としては、これまでのご議論に今日のご議論の内容も含めて、中間まとめを取りまとめていただきます。これが平成 24 年 11 月になります。

モデル事業については平成 24 年度から平成 26 年度までかけて取り組んで頂きます。モデル事業に取り組んで頂く校区は 3 小学校区という事で、具体的な校区が決定したところです。その 3 校区で、この条例検討委員会でもご議論頂いていますが、地域のビジョンづくりやまちづくり計画づくりに取り組んで頂く中で、組織の強化を図っていただき、合意形成のシステムづくりに取り組んで頂きたいと思っています。

この間、条例検討委員会については、モデル事業としてどのような取り組みを行い、どのような状況にあるのか、協働のまちづくりを進めるにあたっての手続きなども検証したのを見て頂きたいと思っています。3 小学校区の取組みや進捗にもよりますが、概ね年に 2~3 回程度、状況を条例検討委員会に報告致しますので、それについてご意見をいただければと思います。

モデル事業は平成 26 年度に終了しますが、その後は、モデル事業全般の検証結果をもとに、条例内容を検討頂くという形で進めたいと思っています。この検討の後に条例検討委員会の最終とりまとめをお願いしたいと思っています。

この間の取組みについても、ホームページ等を活用して情報発信し、市民の方からのご意見もいただく中で、検討を進めていただければ、と思っています。

(会長) :

よろしいでしょうか。何かご意見はありますか。

(委員) :

市からはモデル事業として、ステップ1~4までであるという説明を受けていますが、ステップ1が終了、ステップ2が終了、それぞれOKというタイミングで条例検討委員会で報告があるということなののでしょうか。

実際の取組みの中で、条例の中間まとめの内容が上手くいかなかったときの評価に基づいて、具体的な支援を考えるのかという改善策について、どうお考えなのか、もう少し詳しく教えて頂きたい。

(事務局) :

モデル事業の具体的な進め方ですが、ステップ1で地域の現状や課題を把握し、ステップ2でそれを踏まえた地域のビジョンづくりや計画づくりに取り組んでいただき、ステップ3で計画の中から取り組んで頂けるようなソフト事業の計画を作成する、ステップ4でソフト事業を実施していただく、という流れで考えています。具体的なプロセスについては地域と話し合いながら進めていく事になると思っています。

モデル事業という言葉の通りですが、実験的に取り組んでいただく場面もでてくるのかなと思っています。地域で様々な決め事を決めたり、取組みを実施したりしていただくことになるとは思いますが、そのような中で上手くいったこと、失敗したこと、そのような事を細かく事務局としても把握したいと思っています。

モデル事業の報告会のタイミングですが、ステップ1が終わったという区切りで実施するという事ではありません。ステップごとの実施期間は指定している訳ではないので、現状では明確にどのようなペースでという事は言えませんが、モデル事業を進めていく中で事例が積みあがってきたら、その都度、報告させていただくようなイメージにあらうかと思っています。

(委員) :

3小学校で決定したのですか。

(事務局) :

今月決定したばかりですが、松が丘小学校区、江井島小学校区、魚住小学校区の3小学校区に取り組んで頂くことを決定しています。

(委員) :

ありがとうございます。



(会長)：

少し確認させてください。条例検討委員会は評価委員会ではないので、モデル事業の評価を実施する訳ではないですよ。あくまでも条例の検討に参考になる報告を受けるという考え方でよいでしょうか。

(事務局)：

そうなります。例えば組織の要件であるとか、合意形成のシステムというところについては、現状で考えられるところを条文案として議論いただきましたが、地域の実際はこのような状況ですよ、という報告を行うことになると思います。報告の中で、実際の地域の状況とこれまでご議論頂きました検討内容に大きな隔たりが生じないように、状況はこうですよ、というご報告を行うことになると思っています。

(委員)：

報告の内容はわかりましたが、条例検討委員会はこの報告のたびに、このような形で集まるのか。報告だけ受けて、検討はまた別の日という事になるのでしょうか。

(事務局)：

皆さんに集まっていただき、状況を報告し、検討いただくように考えています。具体的なプロセスは地域と相談しながら一緒に考えていきますので、3小学校区それぞれ異なる形になると思います。具体的な報告の内容等については事前に会長と話し合いをし、条例検討委員会の持ち方を考えたいと思います。

(会長)：

先ほど言いましたように、この条例検討委員会は評価委員会ではないので、事務局が説明したような進め方で良いのではないかと思います。モデル事業がスタートして一定期間経過すると、中間支援組織がある程度状況を把握すると思います。参加者がだいたい固まってきた、上手くいっている、参加の際に問題があった、などを把握されると思いますので、そのあたりについてお話をお聞かせいただく。報告を一方向的に聞くのか、我々が伺って話を聞くのが良いのか、質疑応答の時間を設けるのか、など報告にはいろいろなパターンがあると思います。年に2回程度であれば、3校区の方に条例検討委員会に来ていただいてご意見を聞くというのも一つの方法かなと思います。あるいは報告会などを設ける時に、我々も参加し、意見を聞くということも出来るのではないかと思います。あまり校区の負担にならないようにしながらも、我々としては有益な情報を得たいと考えています。

ほかにご意見やご質問はありますか。

(委員) :

情報共有、情報収集、情報伝達ルートについて意見を述べます。情報共有は自治基本条例で自治の基本原則の一つとして定められています。ただ、自治基本条例でも市民参画条例でも、情報の共有と収集、伝達ルートについて議論がありましたが結論が出ていません。また、今回の条例検討でも結論がでておらず、45 ページに「情報の提供・共有と発信支援」に書かれている内容に留まっています。

高齢者はパソコンが苦手です。やはり広報紙や自治会回覧などが一番の情報源になっています。45 ページの「情報の提供・共有と発信支援」の部分には、市の施設の掲示や広報紙への掲載など可能な限りの支援を行うことが記載されています。私自身も情報を共有して、発信して、伝達するのにどのような方法が良いのかという答えを持っていませんが、今後この点については深く議論して市民の皆さんに知らせていくことが必要だと思います。この部分について今後十分に議論していく必要があると思います。

(会長) :

大変重要なお指摘だと思います。民主的な手続きで一番重要なのは、構成員が情報を知っていることだと思います。情報をいかに知らしめるか、いわゆるアカウントビリティと言われていますが、これは重要だと思います。

情報共有の支援方法には冊子のようなものを作るなどいろいろな方法がありますが、例えばパソコンを使えるように支援しましょうというものもあると思います。高齢者の方でもパソコンが利用できるようなパソコン教室を開催するのも良いのではないのでしょうか。実際に加古川でも「ひよこむ」という兵庫県の SNS を使えるようにしようという取組みが行われました。高齢者に対してこのような支援をするのも良いと思います。

先ほど委員の方がおっしゃったところは、市としてこのあたりをどうお考えなのかというところもあるので、そのあたりについて事務局の方、お答えいただけますでしょうか。

(事務局) :

情報の共有については、自治基本条例の検討委員会でも非常に大きな議題でありましたし、市民参画条例の検証委員会でも検討や議論があると思います。また、ご指摘のようにこの条例検討委員会でもより議論を深めていただきたいと思います。市としても、そのような機会に情報の共有について検討していくことになると思います。

(会長) :

よろしいでしょうか。

(委員) :

以前、第 10 回検討委員会だったかと思いますが、テーマ型組織の方や地域外の方が協働のまちづくり推進組織に参加した際に地域全体の方向性が揺るがないか、という事を懸念されたご意見がありました。その意見は、意思決定段階に地域外の方が参加されるのかどうかという事を懸念しているのではないかと思います。

地域の方々にすると地域のことは地域で決定したいという意思もあると思います。意思決定・議決の際に地域外のテーマ型組織の方も入って決めるのかという問題が出てくると思います。モデル事業の中で、そのあたりの意思決定方法について、スムーズな意思決定が行えるのか等について行政がしっかり把握し、またご報告いただきたいと思えます。

(会長) :

おっしゃっているように、これは多分実際に地域で取り組んで頂かないとわからない部分だと思います。地域差があるので、進んでいる地域は自分たちでやりますよ、という事になると思います。ただ、そうではない地域はやはりテーマ型団体などがある程度手助けしてあげないといけない。そういった地域ではテーマ型団体がイニシアチブをとらないといけないこともあると思います。モデル事業で具体的にどのようなことがあるのかについては把握して頂きたいと思えますし、ここから得た部分はこれからモデル事業を進められるような他の地域に役立てることが出来るのではないかと思います。

条例検討委員会としても、報告を待つだけではなく、このような事を確認して欲しいというものを話し合う方が良いかも知れません。

ほかにはいかがでしょうか。

(委員) :

市の役割について、支援すること、その支援は主に助成金という形になろうかと思いますが、市の役割には中間支援団体との連携も重要になるのではないかと思います。中間支援団体とは商工会議所や NPO で中間支援を行っている団体、ボランティアなど全てを含めた意味で、この中間支援団体との連携が市の重要な役割になってくると思えます。市の役割にはこのような事も含めるべきではないかと思います。

(会長) :

私は支援の内容はお金の話だけではないと思っていました。例えば芦屋ではどうですか。何かヒントになるようなお話があればお願いします。

(委員) :

芦屋でも明石と同じような取り組みを進めています。やはり協働のまちづくり推進組織のようなものを作る方向性で、芦屋では自治会を中心に組織を作る方向性となっています。80の自治会が8ブロックに分かれて明石で言う協働のまちづくり推進組織を作ろうとしています。組織の形態は自治会が中心となり、そこに他の団体が加入するという形です。

芦屋でも地域差がありますので、自治会のブロックごとに作る組織の事務局をあしやNPOセンターが担当するように言われています。市の参画課は市内のまちづくりに関係する部署のコーディネートを行う形になり、このような形で役割分担することになっています。

各ブロックの人材育成やシステムづくりや実践する時のアクションプランをモデル事業として2地域が取り組む予定になっています。

明石との違いは自治会が中心になって組織化を図ることで、その自治会が非常に難しいところがあります。明石の話を知っていると出来そうな感じがするのですが、芦屋に帰ると自信がなくなることもあります。

システムづくり、人材育成など全てNPOセンターで実施してください、そのかわり予算はつけます、というスタンスで協働というよりは全てNPOセンターに仕事が渡されているイメージがあります。

(会長) :

あしやNPOセンターを通しての支援という形ですね。これも市からの支援という事には入ってくると思います。支援という書き方についてのご意見がありました。我々は支援についてやや幅広く考えていますので、幅広い支援、という形にすれば単なる金銭支援という事にはならないと思います。このような表現でいかがでしょうか。そうすれば先ほどおっしゃったような中間支援組織を通しての人材育成なども当然意味合いとして含まれてくることになるのではないのでしょうか。

モデル事業には松が丘校区が選ばれています。松が丘校区は高齢化がかなり進んでいる地域です。一般的に高齢化が進むと地域の組織の担い手が不足します。そうすると自治会だけではまちづくりを進めることが難しくなります。こうなると外部のテーマ型団体や大学などに参画をお願いするような話が出てきます。このような場面になれば、このモデル事業を通じて、外部の人が入った場合の意思決定の問題や中間支援組織とのかわりかたなどが見えて来るのではないかと思います。

他に何かご意見はありますか。

(副会長) :

皆さんからのご意見も出尽くしたかと思います。

今おっしゃっていたように、やはり地域の実情をどれだけ把握していくのか、そのアセスメントがこれから一番重要になるのかなと思います。

マンション管理でも高齢化が進んでしまったところでは、内部の管理組合の構成員だけでは意思決定出来ないところも出てきていると言われていています。そうすると第三者が入って運営をサポートせざるを得ないという流れになっており、そういった法律改正も検討されています。地域の組織の場合も、その状況に応じて第三者が入ったサポートというパターンも考えていかなければいけないだろうと思います。今回の三つのモデル地区をそのような視点で選んでいらっしゃるの、これからの検証の過程の中で生かされていくのではないかと考えています。

それから、モデル地域から何を学び取っていくのかという事も重要です。そこで起きている課題をしっかりと学び取って行って、次の段階に生かしていくプロセスにどう組み込んでいくのか、こういったところをこれからしっかり考える必要があると思います。これはそれぞれの校区の皆さんと事務局、会長、委員の皆さんでしっかり取り組んでいく必要があると思います。

場合によってはより多くの方のご意見を受け入れるために、ホームページでの公開以外の場の設定も将来的に考えた方が良くも知れませんが、もちろん校区の皆さんの過剰な負担になってはいけません。ご苦勞をいただくだけに、何を学び取って市民共有の財産にしていくのかを、しっかりと押さえていく必要があると感じています。

(会長)：

ありがとうございます。ご意見がないようでしたら終了しますがよろしいでしょうか。

今日いただいた意見については事務局が反映し、それを私が最終的に確認させていただくような形でよろしいでしょうか。

ご了承いただいたということで、今後のスケジュールは事務局から説明があると思いますのでよろしくお願いします。

それでは会議を閉じさせていただきます。事務局よろしくお願いします。

## 5. 今後の予定について

(事務局)：

今日も熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

いま会長からもお話がありましたように、今日いただきましたご意見を踏まえまして、中間まとめ(案)の修正を行いたいと思います。会長とはまた調整をさせていただき、そのうえで皆さま方にその結果をお送りします。

中間まとめについては、庁内および市議会にも報告をします。また、ホームページにも公表したいと思っています。

今後の検討委員会の予定ですが、先ほど 50 ページの説明の際に申しましたとおり、

3 小学校区でモデル事業に取り組んでいただき、モデル事業の経過、検証結果を踏まえて更に条例の検討を深めていただけたらと思っています。

皆さま方へのモデル事業の説明等については、会議の持ち方、開催時期等について正副会長と相談の上、事務局で調整をさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

それではこれをもちまして、第 12 回の検討委員会を閉会させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。